7月18日(月・祝)、設備点検のため、市図書館全館は臨時休館します 問中央図書館☎(528)6800

平成27年度

公正で開かれた市政を推進
情報公開制度・個人情報保護制度などの実施状況を公表

市は市政の透明性を確保するため、情報公開制度に基づき市政情報の公開を進めるほか、自己情報の開示などを請求する権利を保障しています。

情報公開制度

市政情報コーナー(市役所3階)で行政資料を公開しているほか、各部署でもさまざまな情報提供を行っています。

さらに、公文書公開請求を行っていただくことで、個人情報などの例外を除き、どなたに対しても公文書を原則公開しています。平成27年度の公文書公開請求は263件でした。くわしくは**表1**をご覧ください。

個人情報保護制度

市は、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護と適正な取り扱いに努めています。現在、個人情報の電子システム処理は、住民登録、介護保険など60種類の業務で利用されています。

市民の方が自らの個人情報が適切に扱われているかを確認するために行う個人情報の開示請求は、3563件(うち要介護認定にかかわる開示請求が3527件)でした。くわしくは**表2**、**表3**をご覧ください。また苦情の申し出、不服申立て等を審査する個人情報保護審議会は6回開催されました。

情報公開・個人情報開示を請求するには

請求書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書いて、市政情報コーナーへ。

個人情報開示請求の際は本人確認書類が必要になります。

会議の公開状況

市民参加と公正で開かれた市政を推進するため、審議会などの会議を公開しています。

平成27年4月～平成28年3月までに公開した会議は、国民健康保険運営協議会や夢育て・たちかわ子ども21プラン推進協議会など241回。傍聴者数は422人でした。また、個人情報保護などの理由から非公開とした会議は440回。このうち介護認定審査会が244回でした。

市政情報コーナーをご利用ください

市政情報コーナー(市役所3階)には市が発行した計画書や報告書、予算書、決算書、契約関係資料などをはじめ、7900点余りのさまざまな資料を配置しています。閲覧は自由です。市発行の行政資料などはコーナー内でコピーを取ることもできます(有料)。

●**利用時間**　午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

問文書法政課情報公開係・内線3305、要介護認定開示請求については介護保険課介護認定係・内線1452

表1　平成27年度実施機関別公文書公開請求および決定状況

実施機関	請求		決定					存否応答拒否	不服申立
	件数	取下げ	件数	公開	一部公開	非公開等			
						非公開	不存在		
市長	252	1	264	161	86	6	11	1	3
教育委員会	10	0	10	6	3	1	0	0	0
議会	1	0	1	1	0	0	0	0	0
計	263	1	275	168	89	7	11	1	3

表2　平成27年度実施機関別個人情報開示等請求および決定状況
(表3の数字を除く)

実施機関	請求		決定					存否応答拒否	不服申立
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等			
						非開示	不存在		
市長	32	0	38	13	15	1	9	0	2
教育委員会	4	0	4	0	4	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	36	0	42	13	19	1	9	0	2

表3　平成27年度要介護認定資料等開示請求および決定状況

実施機関	請求		決定					存否応答拒否	不服申立
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等			
						非開示	不存在		
市長	3,527	0	3,527	3,527	0	0	0	0	0

平成28年春の叙勲を受章しました

5月16日に平成28年春の叙勲の伝達式が行われ、元立川市消防団長の鈴木英次郎さんが瑞宝単光章(消防功労)を受章しました。これは長年にわたる消防団員としての功績が称えられたものです。

問防災課・内線2531

国民年金保険料「5年の後納制度」

国は、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付できる後納制度を行っています(平成30年9月30日まで)。

2年を経過して納めることができなくなった保険料を後納できる制度で、将来の年金額の増額や年金受給権につなげることができます。

後納制度の利用は事前申し込みが必要です。既に老齢基礎年金を受給している方は制度を利用できません。

また、審査の結果、後納制度による納付をご利用できない場合があります。

問国民年金専用ダイヤル☎050-7011-0550、立川年金事務所☎(523)0352

国民年金～お得な付加年金をご存じですか

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料(平成28年度は月額1万6260円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。付加保険料は申し込んだ月分からの納付となります。希望する方はお早めに手続きを。

問立川年金事務所☎(523)0352、市保険年金課国民年金係・内線1394

■コンプライアンス推進に取り組んでいます■

市は、平成15年に発覚した不正入札事件等への反省から、これまでさまざまな取り組みを進めてきました。平成27年5月にコンプライアンス実施計画を策定し、以下の3つの基本方針に基づきコンプライアンス推進に取り組んでいます。くわしい取組状況については、市ホームページをご覧ください。

1 職員意識の向上

●**コンプライアンスeラーニング**　職員を対象としたコンプライアンスに関するeラーニングを実施しました。職員倫理条例・規則や公金等取扱指針をはじめとした法令についての理解を深めるものです。また、不正入札事件を振り返ることで事件の風化の予防に努めました。

●**コンプライアンス実態調査アンケート**　職員のコンプライアンス意識の水準や職員を取り巻く環境の変化を定期的に把握し、今後のコンプライアンス施策の展開に生かすことを目的として実施しました。

2 組織風土の醸成

●**コンプライアンス推進員・補助員による情報共有**　各職場にコンプライアンス推進員・補助員をおき、職場内での事案に対して、管理職およびコンプライアンス推進員・補助員を中心として職場全体で解決する体制を整えています。

3 仕組みの確立

●**コンプライアンス・業務点検月間**
市は、毎年11月をコンプライアンス・業務点検月間と位置づけています。職員が市民全体の奉仕者であることを再認識し、法令・倫理遵守の観点から自らの業務や行動を点検・見直しました。

また、公金・準公金の取り扱いや個人情報の保管状況について内部監査を実施しました。

市におけるコンプライアンスとは

「倫理・法令遵守」という概念に加え「全体の奉仕者として求められる価値観・倫理観に基づいて誠実に行動すること」としています。

問人事課・内線2573